

セルフヘルプ相談室利用グループ

平成18年5月現在

グループ名	曜日	公開時間
アレルギーを考える母の会	第4火曜日	10:00～12:30
あではで神奈川	第2水曜日	10:30～12:30
えびびらふ	第2土曜日	14:00～17:00
CRIATIVOS	第1日曜日	13:00～16:45
横浜市もみじ会	第4土曜日	13:00～16:00
しゃぼん玉テレフォン	第4日曜日	10:00～16:00
社日本オーストミア協会神奈川支部	第1・3水曜日	13:30～16:00
脳外傷友の会 ナナ	第1・3金曜日	10:00～16:00
被害者支援自助グループ「ピア・神奈川」	第2日曜日	13:00～17:00
フィリアよこはま	第2・4水曜日	11:00～16:30
横浜げんき会	第2月曜日	14:00～16:00
NPO 法人 よこはま言友会	第4月曜日	18:00～20:00
横浜断酒新生会	第3金曜日	18:00～20:45
アラノンAC横浜グループ	第4日曜日	12:00～13:00
GA 神奈川女性グループ	最終木曜日	19:00～21:00
頭部外傷等による重度後遺障害者と家族の会わかば	第2・3・4金曜日	13:30～16:00
ナラノンファミリーグループ	毎週水曜日	19:30～20:30
高次脳機能障害・横浜友の会「はばたき」	第1・3・5火曜日	19:00～21:00
L・F・G横浜	第3土曜日	14:00～16:30
SA 横浜グループ	毎週火曜日	15:00～17:00
よこはま摂食障害の会	第1・2・3月曜日	13:00～17:00
FT/MX	第2月曜日	17:30～20:45
あけぼの会神奈川支部	第3土曜日	10:00～12:00
AA 真衣か Group	毎週木曜日	19:00～20:30
	第1・2・3土曜日	13:00～16:00
	第1土曜日	17:45～19:15
	第3月曜日	18:45～19:45
	第4月曜日	13:30～15:30
	第4土曜日	10:15～12:15
	毎週金曜日	18:00～20:00

(資料9)

セルフヘルプ相談室運営要領

1 目 的

かながわボランティアセンター（以下「センター」という。）が、かながわ県民センター15階に設置する「セルフヘルプ相談室」は、いのちや生活に関わる問題に直面している本人・家族のセルフヘルプ・グループ（以下「グループ」という。）が、共通の悩みを持つ当事者に対しピアサポートを行うための拠点として利用することを目的とする。

2 利用対象グループ

- (1) いのちや生活に関わる問題に直面している本人・家族を中心とした自主的・自立的なグループで、非営利であること（※）。 ※公益を目的とした活動で、利潤を配分しないこと。
- (2) 固定的なメンバーだけでなく、新たな受け入れが可能なこと。
- (3) 広域でなければその活動が展開できないグループ。
- (4) 新規に立ち上げたグループや立ち上げ間もないグループ。
- (5) 他の機関・団体からの支援を受けなければ活動の継続が困難な状況のグループ。
- (6) 活動が地域の課題解決に対して先駆的役割をもつグループ。
- (7) その他、相談室を利用することの特別の理由があるグループ。

3 利用グループの決定

- (1) 利用グループは公募とし、申し込みのあったグループについて「セルフヘルプ活動促進事業運営会議」（以下「運営会議」という。）の意見をもとに、社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会県民活動推進部長が決定する。なお、グループからの申し出に対し早急に決定する必要がある場合は、県民活動推進部長が決定し、運営会議に報告するものとする。
- (2) 申し込みは所定の用紙に必要事項を記入の上、原則として来所し提出する。
- (3) 決定したグループとセンターは「利用協定書」を締結する。
- (4) 利用されていない曜日・時間帯については、随時申し込みを受けつける。

4 利用内容

- (1) 個別相談（電話・来所）
- (2) ミーティング

気持ちの分かち合いや情報交換など、ピアサポートを目的としたミーティングであり、当事者が参加できることとし、運営ミーティングを除く。

※ 相談室の利用にあたっては、有料の個別相談、ミーティングでないこととする。

※ グループとセンターは、「セルフヘルプ活動促進事業」の目的を共有するものとする。

5 利用条件

- (1) 相談室の利用にあたっては、週1度の利用を限度とする。
- (2) ただし、空室の場合は、利用時間外であってもグループは上記の利用内容の範囲内で相談室を利用できる。

6 開設日・利用時間

12月29日から1月3日まで、及び休館日を除く毎日、午前9時から午後8時45分まで

7 役割分担

- (1) センター
 - ①場の提供 ②備品の設置 ③電話代の負担
- (2) 利用グループ
 - ①ピアサポート相談スタッフの交通費など、相談に関わる経費はグループの負担とする。

8 利用期間・利用更新

利用は毎年度更新（4月1日から3月31日まで）とし、上限を3年とする。3年を越えたグループについては、その運営状況を勘案し、単年度毎に運営会議にて継続の可否を審査する。ただし、3年以上の利用は新たなグループの参加を妨げない範囲とする。

9 利用グループ懇談会の開催

利用グループ同士の情報交換・交流、相談室の利用について、センターとの意見交換を目的に、年1回以上開催する。

10 利用の中止

グループの活動内容が変更し、利用目的から逸脱した場合、運営会議の意見をもとに、県民活動推進部長は利用を中止させることができる。

11 事故責任

グループの活動中の事故は、センターの責に帰すべき場合を除き、グループの責任とする。

附則 この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要領は、平成18年4月1日から施行する。